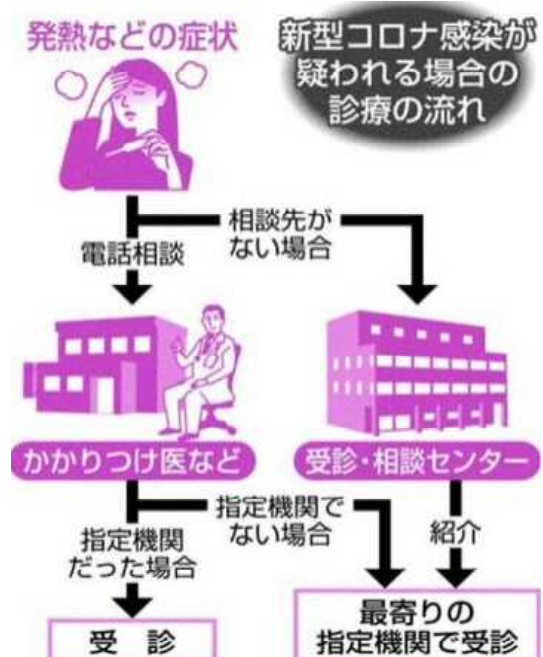
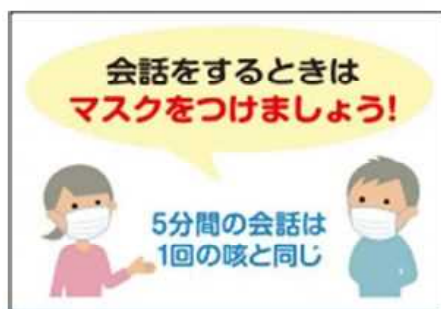


令和2年度 徳島県立板野支援学校



新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (R3. 2. 22現在)



3密を避ける 「密閉」・「密集」・「密接」

目次

○発熱等の症状がある方の「相談・受診」方法の変更について	4
○学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	5
○児童生徒への指導では	4
○感染防止対策の徹底	5
○基本的な感染対策	5・6・7
○集団感染のリスクへの対応	7・8
○学校への連絡について	8
○緊急事態宣言の発出をうけて	8・9
○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について(R3.1.22版)(通知)	9・10
1 登校	11・12・13
2 登校後, 時間差登校	13・14
3 下校指導	11・12
4 下校後	14
5 熱中症事故の防止について	14・15
6 集会・学校行事等	15
7 修学旅行や宿泊学習等	15・16・17・18
8 教育活動等	18
9 授業を行う場合(例)	18~24
10 休み時間	25
11 清掃時間	25
12 図書館	25
13 体調不良を訴えた場合	25
14 学校給食及び昼食, 歯磨き等	25・26

15	部活動	26	27
16	生徒会活動	27	
17	健康診断は	27	28
18	講演会等	28	
19	寄宿舎	28	29
20	スクールバス	29	
21	児童・生徒の生活習慣への配慮について	29	30
22	児童・生徒の心のケア	30	
23	感染者等による偏見や差別	39	31
24	虐待対応について	31	
25	教職員の感染症対策	31	32
※	教育長メッセージ	33	
※	徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部 11月5日現在	34	
※	徳島県感染症対策本部からのお願い	35	
※	新しい行動様式実践例	36	
※	徳島県新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。	37	38

○発熱等の症状がある方の「相談・受診」方法の変更について

今までは、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には、医療機関を受診する際に「帰国者・接触者相談センター」に相談していましたが、令和2年11月9日以降は、まず身近な「かかりつけ医」に電話相談し、受診や検査の指示を受けるように変更になりました。

なお、各保健所に設置していた「帰国者・接触者相談センター」は名称を変更しました。（電話番号の変更はありません。）また、「かかりつけ医」がなく、相談できる医療機関もない場合は、各保健所に設置している「受診・相談センター」に電話すれば、受診可能な「診療・検査協力医療機関」が案内されます。

徳島保健所088-602-8950 吉野川保健所 0883-36-9018 阿南保健所 0884-28-9874
美波保健所0884-74-7373 美馬保健所 0883-52-1016 三好保健所 0883-72-1123
県教育委員会より

○学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ （2020.6.16 Ver.2）

これからの学校運営に関して留意事項を加えて

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に当たっては、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を今まで以上に取り入れた「新しい生活様式」を実践していく必要がある。

一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができることをしっかりと念頭に置いた上で、各事項について十分に留意されたい。

県教育委員会より

○児童生徒等への指導では

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2020. 6. 16 Ver. 2) より 文部科学省

○ 感染防止対策の徹底

飲食店等を利用する場合には、「事業者版スマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示している店舗・施設を選び、対面や至近距離で座らず、大声で会話を避けること等の感染症対策を実践する。

R2. 10. 193付 県教育委員会より



○ 基本的な感染対策

○感染源を絶つ・・・毎朝の検温、発熱等の者の自宅休養徹底

・ 手洗い用石鹸を使用した手洗いの徹底、及び必要に応じて手指消毒用エタ

ノール等の使用（登校時，昼食の前後，校舎外から教室に入る時，トイレの後等）

★咳エチケット（咳・くしゃみをする際，マスクやティッシュ・ハンカチ，袖，肘の内側などを使って，口や鼻を押さえる）の徹底。

・ 消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム消毒液等による定期的な清掃の実施（ドアノブ，トイレの水栓，階段の手すり，スイッチ等多くの児童生徒等が触れる場所や共用の教材，教具，情報機器など）

★次亜塩素酸ナトリウム消毒液は，児童生徒等には扱わせない。

・ 来校者の把握及び，感染症対策の協力依頼（来校者名簿の記入，マスクの着用，手洗い・手指消毒の徹底等）

県教育委員会より

○感染経路を絶つ・・・手洗い，咳エチケットの徹底，消毒液による清掃
（１）手洗い

手洗いの６つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



（２）咳エチケットの徹底



(3) 消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

○抵抗力を高める・・・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事に心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導すること。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。したがって、予防に努めることが重要である。

（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ （2020.6.16 Ver.2）より 文部科学省

集団感染のリスクへの対応

- ・密閉空間であり換気が悪い(密閉)
- ・手の届く距離に多くの人がいる（密集）
- ・近距離での会話や発声がある（密接）

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件（3つの密）が重なる場及び感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、その実施にあたっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要であること。

(例)・児童生徒等が一堂に会する集会・保護者等を対象とした授業参観

- ・集会や給食時等の行列・PTA総会や保護者説明会
 - ・家庭訪問や個人面談・屋内での運動会練習・文化祭や学習発表会等
- 県教育委員会より

・マスクの着用

学校の教育活動においては、近距離での会話や発生等が必要な場合も生じうることから、飛沫をとばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合にはマスクを外すなど、活動の態様や児童生徒等の様子を踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。

○学校への連絡について

児童生徒等が、PCR検査を受ける（受けた）場合には、速やかに学校へ連絡する。連絡を受けた学校は、速やかに徳島県教育委員会体育学校安全課まで報告すること。その際「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について（通知）（R2. 8. 3付教政第134号）【別添資料①】」新型コロナウイルス感染症報告」に沿って電話で報告すること。

R2. 10. 193付 県教育委員会より

- ・また教職員についても同様です。
- ・新型コロナウイルスに感染した場合や、PCR検査などの連絡は、原則受付時間は、朝7：15～夕方6時30分としています。

【連絡の徹底】

- ・児童生徒等がPCR検査を受ける場合
- ・児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合
- ・児童生徒等の同居する家族が感染した場合
- ・児童生徒等のPCR検査の結果が判明した場合

○緊急事態宣言の発出をうけて

子供の健やかな学びの保障等がなされる学校運営体制が保障されることを前提として、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤やICTを活用した業務の実施など、あくまで可能な範囲で教職員の勤務の工夫を図っていただく。

また、20時以降の不要不急の外出自粛については、学校の教職員を含め、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、学校や教職員の信用を失墜させない観点から、改めて徹底をお願いする。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（通知）R3. 1. 8総務省

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられました。この宣言の期間中、当該地域への出張については原則禁止といたしました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域への出張について（通知） R3.1.7 徳島県経営戦略部長

教体課第1360号

令和3年1月22日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会体育学校安全課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について(R3.1.22版)（通知）

県内の高校において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、関連クラスターとして他校への拡大が懸念される状況となっています。これまでも感染の拡大防止について、繰り返しお願いしているところですが、一層の緊張感を持ち、以下の点について再度徹底していただきますようお願いします。

1 児童生徒等に対して、感染拡大防止に関わる以下の点について、改めて指導すること。

- ・ 毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱や咳などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる児童生徒等については、自宅での休養を徹底させること。
- ・ 「3密」、「大声」を徹底的に避け、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・ 本格的な入試シーズンを迎えるに当たり、自分及び関係する人の命や大切な生活を守るために、学校の内外を問わず、マスクを適正に着用すること。
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に特に注意すること。

2 家庭内での感染を防ぐため、保護者に対しても上記1と同様の対応を依頼すること。

3 部活動の実施に当たっては、場面の切り替わりにより、気の緩みが生じやすいことから、各種団体が作成している感染症対策のガイドラインに則り活動を進めるとともに、特に以下の点について徹底すること。

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 体調のすぐれない生徒は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- ・ 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉、密集、密接）を避けること。

4 寮生活をしている生徒から多くの感染者が出たことを踏まえ、寮内の感染防止対策をより一層徹底すること

5 児童生徒等に対して、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷が行われないよう、噂やデマ等に惑わされることなく正しい情報に基づき行動するよう、発達段階に応じた指導を行うこと。

なお、児童生徒等の心身の状態を確認するとともに、ストレスや不安、悩み等の解消のため、教育相談窓口を周知すること。

＜主な相談窓口＞ 24時間子供ＳＯＳダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）

児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

6 各学校においては、今後、在籍する児童生徒等及び教職員に感染者が発生することも念頭に置き、予め校内・関係機関との連絡体制等の確認をしておくこと。

7 児童生徒等及びその保護者に対し、児童生徒等が①新型コロナウイルスに感染した場合、②濃厚接触者に特定された場合、③ＰＣＲ検査等を受ける（受けた）場合、及び④児童生徒等の同居する家族が感染した場合には、速やかに学校へ連絡するよう、依頼を徹底すること。

また、教職員についても同様に、上記の場合は学校への連絡を徹底すること。

なお、連絡を受けた学校は、速やかに徳島県教育委員会体育学校安全課まで報告すること。その際、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について（通知）（R2.12.18付教政第283号）【別添資料①】「新型コロナウイルス感染症報告」に沿って電話で報告すること。

平日連絡先 体育学校安全課 088-621-3171

休日夜間連絡先（上記連絡先に連絡がつかない場合）

徳島県庁衛視室 088-621-2057

※体育学校安全課から、折り返し電話をさせていただきます。

1 登校

(1) 登校前検温

※新型コロナウイルスの相談・受診の目安から37.5℃以上削除され「息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状」が見られればすぐ相談。
「厚生労働省」

※発熱がある場合は、念のため家庭で様子を見るようにしてください。

①家庭で検温する。

【対応】・37.5℃以上（家庭で療養する。）（要観察）

②スクールバス乗車前に検温する。

【対応】・37.5℃以上（保護者と家庭に帰り療養する。）（要観察）

③寄宿舎で検温する。

【対応】・37.5℃以上は保健室へ、保護者へ連絡→家庭で療養（要観察）

(2) 登校後検温

【対応】原則3回（登校後・昼・下校前）教室で検温してください。

・37.5℃以上は保健室へ、保護者へ連絡→家庭で療養（要観察）

※37.5℃以上発熱がある場合であっても、気温が高い時には、体温も高くでる場合があるので、咳の状況や息苦しさなど総合的に判断してください。（日頃の体温の記録を基に、判断することも大切になります。）

※状況によっては、登校すべきでない状況も考えられる。

【扱い】

「登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては」「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」

(3) 出席停止及び臨時休業等の扱いについて

①児童生徒が感染した場合

児童生徒本人：出席停止（開始日：感染の判明した日，終了日：治癒するまで）

直ちに臨時休業とする。（感染が判明した時点から直ちに休業とする。）

②児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

児童生徒本人：出席停止（開始日：濃厚接触者と特定された日，終了日

：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して１４日目）

③児童生徒等の同居する家族が感染した場合

児童生徒本人：出席停止（開始日：同居する家族の感染が判明した日、

終了日：感染者と最後に接触した日の翌日から起算して１４日目）

④児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合

「出席停止」とすることができる。

⑤同居の家族に新型コロナウイルスが疑われる症状がみられる場合

感染がまん延している地域においては、「出席停止」とする。

⑥児童生徒等又は同居の家族がＰＣＲ検査を受ける場合

「出席停止」とすることができる。

⑦保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合

「出席停止」とすることができる。

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。その上で、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として扱うことができる。

その期間については、校長が決定する。

県教育委員会より

（４）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

○登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。
- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断をする。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒（注）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断をする。

（注）重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。

- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

【通知】

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒（医療的ケア児や基礎疾患等があることにより重症化リスクある児童生徒）は、主治医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校を判断する。

（個別に対応，判断が必要）

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

このほか、特別支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応すること。

県教育委員会より

2 登校後，時間差登校

（１）登校後

【密集を避ける】

【対応】①校舎の玄関やバス乗降口周辺での密集を避ける。

②児童生徒は、速やかに教室に移動する。

【保護者対応】

保護者には現状を説明し、引き継ぎや相談等の時間は可能な限り短縮する。（連絡帳の活用）

（２）時間差登校

自力通学（路線バス・自転車），車による送迎などにより時間差登校は、可能です。

○公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する，降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う，顔をできるだけ触らない，触った場合は顔を洗うなどして接触感染対策などの基本的対策を徹底するよう指導するほか，できるだけ乗客が少ない時間帯のに利用できるように配慮すること。

3 下校指導

【密集・密接を避ける】

【対応】①間隔を開けて待つ。

②スクールバスや放課後等デイサービス事業所の乗車は、時間差で乗るようにする。

③待っている間の会話は控える。

登下校

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策など行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮する。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

○登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要であること。

特に、感染症対策のため分散登校を実施する場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があること。

県教育委員会より

4 下校後

【対応】速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

5 熱中症事故の予防について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする場合には、児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意し、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備について万全を期すこと。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能

性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応すること。なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。

6 集会・学校行事等

【対応】①放送設備等を活用し、各教室で実施する。

②体育館、ホールなど広い会場で実施する。

③児童生徒の隣の間隔を開ける。換気を行う。時間を短縮する。

④並ぶ隊形を工夫する。

⑤原則マスクの着用、可能な限り歌唱や話し合い活動は控える。

【工夫の例】

(1) 儀式的行事（着任式・離任式・新入生との対面式など）

①校内放送（音声や映像など）の活用や学校だよりに掲載する。

(2) 文化的行事（学習発表会、文化祭など）

①小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まったの練習する機会はリハーサルのみ行う。

②学年ごとの発表を映像にとり、校内放送で流す。

(3) 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会など）

①健康診断（保健室への入室等は小グループごと、待ち時間が多くならないように十分配慮する。

②避難訓練など各教室での事前指導を十分行い、時間をかけずに実施する。

③運動会（児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったりする場面が多い運動、）開閉開式での児童生徒整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、昼食のとり場所、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫（実施内容や方法。）

7 修学旅行や宿泊学習等

学校行事は、学校生活に潤いや秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施すべき学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

県教育委員会より

【対応】

- ① 1 学期（4 月～7 月）に予定されている学校行事（修学旅行，宿泊学習，遠足，校外学習，交流学习）は，2 学期以降に延期又は中止する。
 - ② 県内で行う場合，時期や場所，感染状況等を考慮して計画する。
 - ③ 県外で行う（修学旅行など）は，時期，他県の感染状況，見学施設等の状況など考慮して計画する。
 - ④ 校外学習は，一斉でなく，グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。
 - ⑤ 現場実習（就業体験など）は，企業，事業所等の状況を踏まえて判断する。（卒業生に関することなので特例もある。）
- ※特別支援学校全体で，同じような体制で取り組むようにする。

【2 学期の当初の対応】

①校外での教育活動については，特定の理由がなければ自粛（当初）

（特例とは，例えば，就業体験や教育委員会の事業など）

※感染拡大で，不特定多数の接触が避けられないこと，感染症対策が十分確保できない，感染が確認された場合の対応できないため

- ・校外学習については当分の間自粛（不特定多数の方との接触を避ける。）

②校外学習解緩の要件

- ・緩和要件は，当面県内で7 日間感染者がいない状況など，総合的に判断して決定する。

③宿泊学習や修学旅行について

- ・宿泊学習は，次年度に延期できるものは，次年度に延期する。
- ・修学旅行は，現状を考えて徳島県を中心として再検討する。本県の状況によっては，代替案や中止も検討する。

④特別活動（体育祭など）行事について

- ・これまでの体育祭など学部別で参加授業形式で縮小して実施する。
- ・特別活動（集団活動など）舞台の上での人数制限，外部からの参加者は，保護者に限る。（状況によっては人数制限）時間・規模縮小。
- ・宿泊学習・修学旅行など，状況を見ながら中止や日帰り代替案に変更する。（＊宿泊を伴う行事，児童生徒の長時間の密集・密接や不特定多数の方との接触，感染状況が確認された場合の対応の困難などの理由から中止） ＊キャンセル料が生じるまでに決定する。
- ＊学校祭などPTA活動など中止（バザーなど中止）

◆遠足・集団宿泊的行事，旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して，車内の換気に十分留意し，マスクを着用し，会話を控えめにするなど

※一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（６月３日公表，同２３日第２版）も必要に応じて参考にしてください。

◆修学旅行の実施について，文部科学省はどう考えているか。

○修学旅行の実施については，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」，新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて，学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただき，実施に際しては一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考に旅行事業者等と連携し，新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

○その上で，当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいと考えております。

教育活動の実施等に関するQ&A [7月10日更新] より 文部科学省

◆職業教科における実習等の指導においては，どのようなことに留意する必要があるか。

【共通事項】

○学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には，「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を示す感染症対策を講じた上で，共通する感染症対策として，

- ・事前に生徒の健康観察を行う
- ・マスクの着用や共用の教材，教具，機器，設備などを適切に消毒するとともに常時換気する
- ・貸切バス等での移動にあたってはマスクの着用，会話の自粛，車内の換気を徹底し，乗車人数を制限する
- ・共用の教材，教具，機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する
- ・実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け，個

人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行う

- ・生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね１～２メートル）し、対面とならないように配置する（身体的距離は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考とする）
- ・空間を分割した少人数での活動を行う
- ・生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考とする
- ・実習服やシーツ等の洗濯頻度を高めるなどの取組が考えられます。

○また、教育内容や施設・設備の利用については、進学や就職を控えた生徒に配慮することが望まれます。

○各教科の実習における詳細な留意点等は「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するＱ＆Ａについて」（令和２年５月２９日付け事務連絡）をご参照ください。

教育活動の実施等に関するＱ＆Ａ［７月１０日更新］より 文部科学省

８ 教育活動等

３つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

【密閉・密集・密接を避ける】

（１）密閉を避ける

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

○換気の徹底

空調使用時においても、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。衣服の調節にも配慮すること。

県教育委員会より

【対応】①教室での手洗いを徹底する。

②特別教室やグラウンド等での活動後、またトイレ使用后、給食前等の手洗いを徹底する。

③可能な限り消毒する。

④可能な限り喚気する（空気中に漂うウイルスによる感染を防ぐ）

⑤休み時間毎に窓を開ける。（定期的に喚気を行う。）

⑥可能な限り2方向で喚気をする。

⑦長時間の活動では、30分毎に1回10分程度換気をする。

⑧窓を開放して授業を行う場合は、体温調節ができない児童生徒もいるので衣服の調整をする。

⑨扇風機、空気清浄機などを使う。

⑩廊下やホールなど広い空間を活用する。

⑪運動場、体育館など広い場所を活用する。

（２）密集を避ける。

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置します。

これはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにお願いします。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

○近距離での会話や発声等の際のマスクの着用等

近距離での会話が想定される班別の活動や実習を行う必要がある場合、飛沫を飛ばさないようマスクの着用や咳エチケット等について指導を徹底すること。その際、マスクの入手が困難である場合には、ハンカチでの代用や手作りマスクの作成についても積極的に指導すること。

県教育委員会より

【対応】①運動場、体育館など広い場所を活用する。

②狭い場所では、部屋に合わせて人数を制限する。

- ③グループの人数を制限する。
- ④特別教室では，児童生徒約20名程度で行う（教職員は除く）
- ⑤可能な限り人と人との間隔開けて活動する。（基本は1m以上）
- ⑥時間差で活動を行う。（グループに分け，前半・後半で行う等）
- ⑦空いている教室（複数の教室）を使って，分散して活動する。
- ⑧活動に合わせて数を制限する。（交代で使う。）

（３）密接を避ける。

○マスクの着用について

学校教育活動においては，近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから，飛沫を飛ばさないよう，児童生徒等及び教職員は，基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし，次の場合には，マスクを着用する必要はありません。

- ①十分な身体的距離が確保できる場合は，マスクの着用は必要ありません。
- ②熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は，マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると，熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には，できるだけ身体的距離を保つ，近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが，熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ，熱中症への対応を優先させてください。

※マスクの取り外しについては，活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ，現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには，マスクを外したり，一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど，自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ （2020.6.16 Ver.2）より 文部科学省

【対応】教職員の管理下で配慮して行うことで可能とする。

- ①飛沫防止のためのマスク又は代用品（ハンカチ，手拭いなど）を着用する。（可能な限り防護マスクも着用する。）
- ②机の向きや座る位置に配慮する。
- ③近距離での会話や発声，話し合い活動は控える。

(グループや小人数による話し合い・教え合い活動は控える，行う場合は マスクの着用等を指導して行う。)

④教材・遊具等の使い回しを控える。(使う場合は，消毒を行う。)

⑤密着が必要な内容は，可能な限り短時間にするなど配慮する。

⑥実施する内容や課題で，２学期以降に回せるものは配慮する。

※消毒液が，準備でき次第消毒を行うようにする。

(４) ２学期以降の対応

③各教科等の教育活動については，一律に中止とはしません。

＊ 第一に飛沫感染を防ぐ対策を考えて教育活動を進めてください。

＊ １学期の感染対策を行いながら教育活動を行ってください。

・ 調理実習については，感染防止を行った上で行ってください。

ただし会食の際に十分気をつけてください。

(教職員の監視，指導のもと行う。児童生徒任せにはしない。)

(器具や食器の共有はしない，会食も一人前に分け，特に会食の時に私語を行わず，対面では会食しないなど守ってください。)

・ 楽器演奏は，吹く楽器などは，(飛沫拡散が大きいものは自粛。)

歌唱は，声の大きさ，部屋の広さや換気の状況，隣との間隔を開けて，対面では歌わない。など考慮

・ 体育活動は，接触を伴う活動は行わず(児童生徒同士の距離を離す)，道具や器具の消毒を徹底して行う。

・ 自立活動は，１学期と同様の対応。(指導者側が感染対策を行って指導)遊具等も，消毒を行ってください。

・ 給食の配膳。中・高等部で感染対策が行える生徒については可能。

小学部では，教職員が行ってください。

(５) 冬季(寒い時期)の感染症対策

・ 新型コロナウイルス感染症対策では，換気(１時間２回厚生労働省)や加湿などが大切である。

・ 児童生徒の寒さ対策のため，上着の下に着込むインナーやジャンパーなどの上着，膝掛け毛布などを持ってきてもらようお願いしてください。

【快適な冬の換気の方法として】

※ 廊下を活用 ２段階方式の換気を

※ 窓を少し開けて常時換気を 心がけてください。

９ 授業を行う場合(例)

【対応】体育：身体接触を伴う活動は控え、児童生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。

音楽：歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は控える。

音楽：楽器等は、間接的な接触を避けるため、児童生徒で共有しないなどの工夫を行う。

家庭：調理実習の実施は控える。（生活単元学習等も同様）

実習：外来者を招く活動は控える。

：食品加工の実習でつくった食品の販売は控える。

：買い物学習は控える。（不特定多数に会う場所は控える。）

：感染のリスクが高いと考えられる活動や実習は、回せるのであれば年度後半に順序を変更して行う。

：ICTを活用し取組の様子をモニタに写すなどして、児童生徒が密集しないように配慮する。

※感染リスクが高くならないように、学習内容や形態、人数を柔軟に対応して行う。可能な限り、不特定多数の人に会わないように計画を立てる。

○各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でもリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」「★」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒」が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏「★」
- ・合奏している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒の間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）を空けます。
- ・立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。
- ・連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を

対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同製作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」「★」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」「★」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」「★」

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～

「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

※上記の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動内容」については、各地域の感染状況等に合わせて検討する。

○留意点

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒通しの貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えさせたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温の高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合には、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなどを踏まえてください。「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日）参照
- ・ 水泳について、事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて」（令和2年5月22日）参照

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～

「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

※上記の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動内容」については、各地域の感染状況等に合わせて検討する。

○自立活動

- ・教師や児童生徒、児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる内容について検討するなどの見直しを行い適切な配慮を行った上で実施してください

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～

「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

※上記の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動内容」については、各地域の感染状況等に合わせて検討する。

＜教科等の指導に関する工夫例＞

- 実験・実習を実施する場合は、実習室等の換気を徹底するとともに、手洗いの励行、マスクの着用、器具及び作業台等のアルコール消毒の実施等、感染防止に努めること。特に、家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、その特性に鑑み、適切かつ十分な感染症対策を講じること。
- 大人数による集団が密集する運動や競技を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え、児童生徒同士や教師との接触が少ない活動や、間隔を空けて、運動スペースを確保すること。
- 体育の授業におけるマスクの着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。
- 歌唱の必要がある場合は、マスクを着用し、多目的ホール等の広い部屋で間隔を空けて活動すること。
- 特別教室（音楽教室）にある楽器等は、間接的な接触を避けるため、児童生徒で共有しないなどの工夫を行うこと。どうしても必要がある場合は、楽器に影響がない方法で除菌をすること。
- ICTを活用し実験や取組の様子をモニタに写すなどして、生徒が密集しないように配慮すること。
- 委員会活動やクラブ活動について、大人数が一堂に会さないで決定できる方法を推奨する。（希望用紙の配付→児童生徒による記入後回収→決定して通知等）

県教育委員会より

＜一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて＞

特別支援学校等においては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。

10 休み時間

- 【対応】①児童生徒の行動には、教職員の目が必ずしも届かないことから、休み時間の行動について必要なルールを決める
- ②トイレ休憩混雑しないように導線を示す
 - ③会話も控える。会話する際も、一定の距離を保つ
 - ④お互いの体が接触するような遊びは行わない。

11 清掃時間

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 Ver.2）より 文部科学省

12 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 Ver.2）より 文部科学省

13 体調不良を訴えた場合

- 【対応】①授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。
- ②校外で、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに学校に連絡し、合わせて保護者に連絡した上で迎えにきてもらう。

14 学校給食及び昼食，歯磨き等

学校給食

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は下痢，発熱，腹痛，嘔吐等の症状の有無，衛生的な服装をしているか，手指は確実に洗浄したか等，給食当番活動が可能であるかを毎日点検し，適切でないと認められる場合給食当番を代えるなどの対応をとります。

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いの徹底してください。会食にあたっては，飛沫を飛ばさないよう，例えば，机を向かい合わせにしない，または会話を控えるなどの対応が必要です。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

- 【対応】①配膳の際は，児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫をする。
②児童生徒等が対面して喫食する形態を避け，会話を控えさせる。
③配膳を行う教職員は，消毒を徹底し，自助具等の消毒を確実に
行う。マスクやエプロン等を着用する。
④歯磨き，うがい等を支援する場合は，可能な限り，児童生徒の対
面には立たないです。

15 部活動

部活動の実施にあたっては，生徒の健康・安全を第一に考慮すること。

- 部学校の全部を休業とする場合は，部活動を自粛する。
- 県内における対外試合，合同練習，演奏会・発表会及び大会への参加については，地域の感染状況や拡がり等を踏まえ，感染防止対策を徹底した上で適切に対応する。

○全体を通じての留意事項

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため，生徒の怪我防止には十分に留意すること。また，生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は，部活動への参加を見合わせ，自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため，生徒に任せるのではなく，教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については，部活動ガイドラインに準拠するとともに，

実施内容等に十分留意すること。

- ・活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温の高い日など、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

【対応】①授業日以外は実施しない。

②対外試合等、多数の児童生徒等が集まる場への参加は自粛する。

③可能な限り展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。

④更衣室や教室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

16 生徒会活動

【対応】委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

17 健康診断

○健康診断の工夫

- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ・部屋の適切な換気に努めること。
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること。
- ・会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること。

【対応】①児童生徒等を分散させて受診できるように工夫する。

②児童生徒の状態に合わせて、複数日にする。

なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、可能な限り、速やかに実施する。

18 講演会等

【対応】①講演会、避難訓練、防災訓練など児童生徒等が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止する。避難訓練等を行う場合は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。（避難経路の確認については工夫して確実に行う。）

②就業体験・実習などは、相手の企業や事業所の状況に合わせて、対応する。（特別支援学校全体の問題なので校長会等で協議する。）

③不特定多数の方と長時間の会話や会食は控える。

19 寄宿舎

【対応】①児童生徒等が間隔を空けて座る。

②児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

③活動や余暇の時間は、密集しないように配慮する。

④話し合い活動などを控え、どうしてもする必要がある時は、マスクを着用して短時間で実施する。

・送って来た際、玄関内で生徒・保護者の検温

・1学期の感染対策を継続

・関連する最新の県教育委員会の通知等を踏まえて適切に対応すること。

・寄宿舎に戻る当日

（１）児童生徒について、自宅を出る前に発熱又は風邪の症状がみられないこと（健康状態に問題がある場合は、帰寄宿舎を延長すること）

（２）自宅から寄宿舎又は学校へ移動する際は、可能な限り自家用車を利用すること

※やむをえず公共交通機関を利用する児童生徒については、マスクの着用、混雑する時間帯や密集している箇所の回避等、飛沫感染防止に努めること

※各学校及び寄宿舎等は、各児童生徒の移動手段を予め確認し、公共交通

機関を利用する児童生徒についてはその手段や利用時間帯も把握しておくこと

20 スクールバス

○利用にあたって

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められず者は乗車を見合わせる
こと
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの
着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

【対応】①乗車前に、検温チェックする。（体温計が準備でき次第）

②可能な限り、座席の間隔を開ける。

③可能な限り、換気をする、アルコール消毒などを行う。

④添乗する者は、マスクを着用する。

⑤可能な限り、関係保護者に送迎をお願いする。

⑥現在は3密をさせるために増便されている。

・ 3月まで増便運行継続（検温・消毒等継続）

21 児童・生徒の生活習慣への配慮について

長期の学校休業に伴い、児童生徒等の運動不足に伴う肥満、動画・SNS

・ ゲーム等の使用時間の大幅な増加、食事や睡眠などの生活習慣の乱れから生じる体調不良を訴える児童生徒等の増加が懸念されることから、次のことに留意すること。

- ・ 担任、養護教諭を中心に児童生徒等のきめ細かな健康観察を行うこと。
- ・ 身体測定を速やかに行い、児童生徒等の健康状態を把握すること。
- ・ 学校の課題を明らかにし、「生活習慣改善プロジェクト」、「体力アップ100日作戦」及び「健康力アップ30日作戦」などに取り組み、全教職員共通理解のもと、運動習慣の定着や個々の健康課題に向けた取組を行うこと。

- ・学校と家庭の役割を明確にし，学校だよりや保健だよりなどを通して情報を共有しながら，家庭と連携して基本的な生活習慣を身に付けさせること。

県教育委員会より

22 児童・生徒の心のケア

【対応】①児童・生徒の状況を的確に把握する。

②養護教諭等による健康相談の実施

③スクールカウンセラー等による教育相談の実施

次のことに留意し，組織的に対応すること。

- ・学級担任や学年担当，養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察やアンケート等から，全ての児童生徒等の状況を把握すること。
- ・学校生活の様子が気になる児童生徒等については，保護者との連絡を密にし，心身の状況等を的確に把握すること。
- ・児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーによる支援等適切に対応すること。
- ・早急な対応が必要な事案については，人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し，スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。(TEL088-621-3143)
- ・教育相談窓口の周知を徹底し，児童生徒等がストレスや不安，悩みを抱えることがないように支援すること。

○スクールカウンセラー等による相談を実施する際には，相談室内の座席やマスクの着用，相談室の換気を定期的に行う等，感染予防に十分配慮すること。

県教育委員会より

23 感染者等に対する偏見や差別

感染者，濃厚接触者，医療従事者や社会機能の維持にあたる人，海外から帰国した人，県外から来た人とその家族，外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見，差別につながるような行為（日常生活での冷ややかからかい等も含む）は断じて許されものでない。

【対応】①様々な機会を通じて，校長講話等により，児童・生徒，保護者，地域の方等に啓発，指導を行う。

②偏見や差別を含むいじめ等の疑いを把握した場合には，学校で情報を共有し組織的に対応する等

感染者，濃厚接触者，医療従事者や社会機能の維持にあたる人，海外か

ら帰国した人，県外から来た人とその家族，外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見，差別につながるような行為（日常生活での「冷やかし」や「からかい」等も含む）は，断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このようないじめや偏見，差別の防止の徹底に努めること。学校内で差別事件・差別事象が発生した場合は，速やかに所管の教育委員会へ連絡すること。 県教育委員会より

○例えば，事情によりマスクをしていない，咳をしている，登校時における検温で熱がある，医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒へのいじめや偏見差別の防止の徹底に努めること。

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見，差別につながるような行為は断じて許されないものであり，噂やデマ等に関わり，惑わされるとなく正しい情報に基づき行動するよう，発達段階に応じた指導を行うこと。併せて，教育相談窓口の周知の徹底とともに，児童生徒等のストレスや不安，悩み等の把握に努め，いじめや偏見，差別事案等が発生した場合は速やかに教育委員会に報告すること。R2.10.193付 県教育委員会より

24 虐待対応について

学校再開まで長期の休業となり，児童生徒等や保護者それぞれのストレスの高まり等によって，ネグレクトをはじめ虐待の発生が懸念される。学校関係者は虐待を把握しやすい立場にあることから，これまで以上に児童生徒等の観察やアンケート等，保護者との連携を密にし，虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。児童生徒等の観察については，「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省令和元年5月）の「虐待リスクのチェックリスト」を参考にし，虐待が疑われる事案については，同手引きに沿って市町村や児童相談所等への通告・情報提供を速やかに行うこと。また，〈主な相談窓口〉を保護者や児童生徒等に周知すること。

25 教職員の感染対策

教職員においては，感染症対策に取り組むほか，飛沫を飛ばさないよう，マスクを着用します。また，毎朝検温や風邪症状の確認など健康管理に取り組むとともに，風邪症状が見られる場合には，自宅で休養します。教職員が

休み安い環境を作ることも重要です。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）より 文部科学省

保護者の皆様へ

～年末年始の新型コロナウイルス感染防止対策に係る教育長メッセージ～

今年は、2か月半に及ぶ県内一斉の臨時休業や、「学びの保障」を図るための夏休みの短縮など、かつてない特別な年になっておりますが、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、日頃より感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

この間、子どもたちは学習や部活動などに精一杯頑張っているところであり、これもひとえに保護者の皆様のお支えあつてのことと、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、これからのシーズン、子どもたちは中学校、高等学校、専門学校や大学等の受験を迎えるとともに、学年の総仕上げの非常に重要な時期にさしかかります。それに向けて、これからの年末年始の過ごし方がとても大事になってきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましても以下の点において引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1. ご家族の検温や健康状態の把握、手洗いやマスクの着用等、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。
2. 年末年始を静かに過ごすための工夫や備蓄・旅行の分散にご協力ください。
また、感染リスクが高まる「5つの場面」にもご注意ください。
 - ①飲食を伴う懇親会等
 - ②大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③マスクなしでの会話
 - ④狭い空間での共同生活
 - ⑤仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり時の感染対策
3. 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。
保護者の皆様には、感染してしまった方やそのご家族に対する差別や誹謗中傷などがないよう、正しい知識をもとに判断することの大切さを、自らの言動や話し合いをする中でお子様にお伝えください。

徳島県教育委員会においても、子どもたちが安心してこれからの大切な時期を乗り切っていけるよう万全の対策を取って参りますので、「WITHコロナ」「ポストコロナ」の本格化に向け、まずはこの年末年始を私たちの頑張りでしっかりと乗り越え、子どもたちが健やかに成長し、来たるべき年が実り多き一年となるよう共に取り組んで参りましょう。

皆様の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

令和2年12月

徳島県教育委員会教育長 榊 浩一

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年11月5日現在



新型コロナウイルス

年末年始の感染予防について



新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（令和2年10月23日）より

休暇の分散取得にご協力ください

年末年始の時期は、帰省や旅行が集中し感染リスクが高まります

県民の皆様 帰省や旅行の分散にご協力をお願いします

事業者の皆様 従業員の休暇の分散取得にご協力をお願いします

感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう

- ① 飲酒を伴う懇親会等** 話し飲みや箸などの共用に注意！
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食** 大きな声での会話を控える
- ③ マスクなしでの会話** 近距離での会話では特に注意！
- ④ 狭い空間での共同生活** トイレなどの共用部分での感染に注意！
- ⑤ 居場所の切り替わり** 休憩室や喫煙所、更衣室でも対策が緩まないように

感染リスクを下げながら会食しましょう

**飲酒をする場合は**

① 少人数・短時間で

② なるべく普段一緒にいる人と

③ 深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で

**箸やコップは使いまわさないようにする**

**座席の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）**

**会話する時はなるべくマスクを着用**

**体調が悪い人は参加しない**

**事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカーを確認**



事業者の皆様へのお願い

スマートライフ宣言や実践店ステッカーの掲示をお願いします

- 34 -

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年5 月4 日) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒**
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防の徹底を！

高齢者や家庭内での感染が増えています。

基本対策	・ 3密の回避	特に注意	友人・仲間や家族内でも感染対策
	・ マスク着用		家庭内にウイルスを持ち込まない
	・ 咳エチケット		高齢者は重症化のリスクが高く配
	・ 手洗い手指消毒		慮する
	・ 大声を出さない		

■ 中高年・特に高齢者の皆様へ

- 人が集まる場所や飛沫感染のリスクの高い場所での感染予防の徹底
- 職場での感染予防対策の徹底
- 飲食の場での感染予防の呼びかけ

■ 若者の皆様へ

- 体調が悪いときは行動を控える
仕事、宴会、レジャー、帰省などの行動の延期や中止
- 飲食店等を利用する場合
感染拡大予防ガイドラインの実践状況を確認
対面や至近距離で座らない、大声での会話は避ける
カラオケの際はマスク・フェイスシールドの着用、マスクの消毒の徹底

■ 医療従事者・介護従事者の皆様へ

- 感染リスクの高い場所には行かない

もう一度、気を引き締めて感染対策をお願いします。

徳島県新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定が設けられました！

(新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

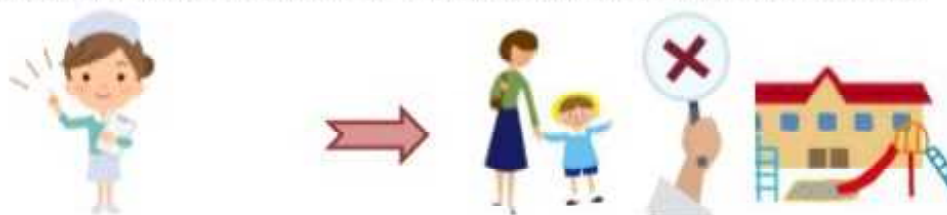
(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



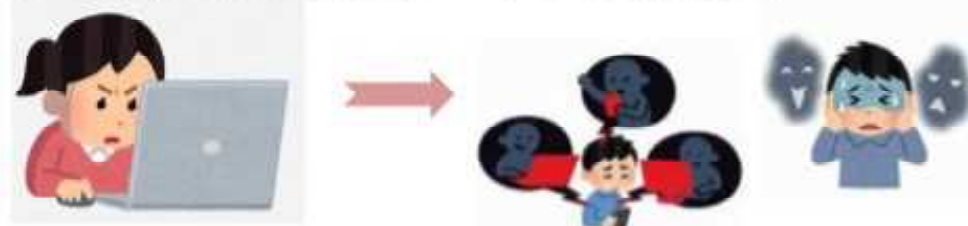
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



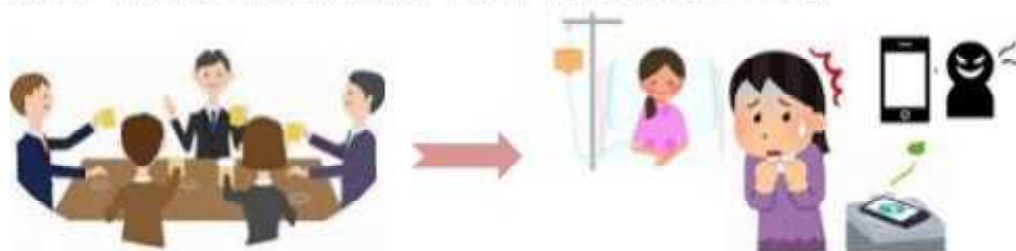
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号) (抄)

(令和3年2月13日施行)

(知識の普及等)

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為²

